

犬・猫の飼い方、犬の登録について

マナーを守りましょう！

犬や猫の飼い方のマナーを確認し、近所に迷惑を掛けないよう心掛け、人もペットも住みやすいまちにしていきたいでしょう。

○放し飼いはやめましょう

放し飼いは、近所に迷惑をかけるだけでなく、交通事故などの原因にもなります。

○まちを汚さないようにしましょう

毛の飛散や悪臭などが生じないようにしましょう。また、散歩時にはビニール袋などを携帯し、糞は必ず持ち帰りましょう。

○名札などを付けましょう

迷子になった場合でも、飼主のもとに戻れるように、犬には登録鑑札か注射済票を、猫には連絡先を明記した札を付けましょう。

○不妊、去勢をしましょう

子犬や子猫を望まない場合は、不妊、去勢手術を受けさせましょう。

○愛情と責任を持って飼いましょう

動物は、最後まで責任を持って飼いましょう。

犬の登録はお済みでしょうか？

生後90日を経過した犬は、法律により30日以内に登録する事が義務づけられています。今年も4月に犬の狂犬病予防集団注射が行われます。その前に早めの登録をお願いします。

登録は地域振興課で随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

問合先 地域振興課 環境保全室

※4月1日(火)以降は市民生活課 環境創造室の取り扱いとなります。



広報つる、市ホームページに 広告を掲載しませんか？

「広報つる」、「都留市ホームページ(バナー広告)」に広告を掲載することができます。随時、申し込みを受け付けています。詳しくは、総務課または政策形成課までお問い合わせください。

■共通事項

募集締切 掲載しようとする月の初日の1カ月前まで。

申込方法 都留市広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、「広報つる」は総務課へ、「市ホームページ」は政策形成課までお申し込みください。申込書は総務課、政策形成課に備えてあります。また市ホームページからもダウンロードすることができます。

掲載内容 市民生活に関連したもので、市の品位を著しく損なったり、公の秩序や善良の風俗に反するおそれのあるものは掲載できません。また、政治活動、宗教活動、意見広告や個人の宣伝になるものも掲載できません。詳しくは、お問い合わせください。

広 報 つ る

掲載場所 裏表紙(カラー)の最下段(2枠)
2色刷りページの最下段(2枠)
掲載規格(1枠) 縦5cm×横9cm
掲 載 料 裏表紙(カラー) 1枠 20,000円
2色刷りページ 1枠 10,000円
掲載期間 2カ月

市ホームページ(バナー広告)

広告枠数 最大8枠
掲載規格(1枠) 天地60ピクセル 左右150ピクセル
4キロバイト以内 G I F 89 A形式
掲 載 料 1カ月 5,000円
掲載期間 1カ月を単位とし、連続する場合は最長12カ月

問 合 先 「広報つる」：総務課 秘書広報担当 「市ホームページ」：政策形成課 情報システム担当